

教私第2216号

令和2年9月3日

各学校法人理事長 様

大阪府教育庁私学課長

令和2年度大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金の
交付要綱等の改正及び事業計画書等の提出について

標記補助金の交付要綱及び事務処理要領について、別添のとおり改正しましたのでお知らせします。

標記補助金について、交付を受けようとする場合は、事務処理要領等に基づき、事業計画書等を作成の上、下記のとおり提出していただきますようお願いいたします。

交付要綱、事務処理要領及び事業計画書の様式等については、大阪府ホームページ『申請書等様式』に掲載していますので、次のアドレスからご確認ください。

大阪府ホームページ「申請書等様式」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html>

記

I. 交付要綱の改正について

1 改正の概要

令和2年7月豪雨における被災児童及び生徒に対する要件を追加

2 改正箇所

別添新旧対照表のとおり

II. 事業計画書の提出について

※ 令和2年7月13日付教私第1858号にて通知した内容と同じです。

1 提出書類

- (1) 令和2年度大阪府私立高等学校等授業料減免事業計画書
- (2) 令和2年度授業料減免事業計画書（対象者一覧）
- (3) 授業料減免申請書（様式第1号）の写し
- (4) 添付書類の写し
- (5) 学則（納付金の記載があるページを必ず含めてください。）
(3)、(4)の原本は学校で保管願います。

2 提出期限

- ・「失職」の対象者
 - 2回目 令和2年10月30日（金）
 - 3回目 令和3年1月15日（金）（1回目は令和2年8月31日（月）に締め切りました。）
- ・「著しい収入減」の対象者（令和2年7月豪雨によるものを含む）
令和3年1月15日（金）

3 提出方法

- （1）～（5）の紙媒体を郵送または持参にて提出してください。
- （1）および（2）については、電子データも併せて提出してください。
- （メールおよびファイルの件名は「<授業料減免補助金>【学校名】事業計画書」としてください。）

4 提出先

メール：shigaku-jugyoryo@gbox.pref.osaka.lg.jp
郵 送：〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府新別館南館10階
大阪府 教育庁 私学課 小中高振興グループ あて

Ⅲ. 事業計画書提出予定調査について

※ 令和2年7月13日付教私第1858号にて通知した内容と同じです。

標記補助金の執行見込額及び今後の予算要求の参考としたいので、生徒・保護者から申請についての相談等があり、事業計画書を提出する予定がある場合は、次のとおり調査票の提出をお願いします。

提出にあたっては、調査票のエクセルファイル内の「提出の要否について（フロー図）」をご確認ください。

1 提出書類

令和2年度授業料減免補助金 事業計画書提出予定調査票

2 提出期限

- 2回目 令和2年9月30日（水）
 - 3回目 令和2年10月30日（金）
 - 4回目 令和2年11月20日（金）
- （1回目は令和2年8月31日（月）に締め切りました。）

3 提出方法

電子データをメールにて提出してください。(紙媒体の提出は不要です。)

メールおよびファイルの件名は「<授業料減免補助金>【学校名】事業計画書提出予定調査票」としてください。

4 提出先

shigaku-jugyoryo@gbox.pref.osaka.lg.jp

IV. 留意点等

- ・ 事務処理要領を一部改正しておりますので、今一度ご確認いただきますよう、お願いいたします。
- ・ 補助金交付の時期については、事業計画書提出締切日の約1～2ヶ月後を予定しています。

大阪府 教育庁 私学課

小中高振興グループ 授業料等支援チーム

電話：06-6944-6956 FAX：06-6210-9276

Mail：shigaku-jugyoryo@gbox.pref.osaka.lg.jp